

学生の皆さんへ

再入国許可を有する外国人等の再入国手続きについて

文部科学省より、現在出国中の再入国許可者の再入国を開始するにあたっての具体的な手続きが外務省ホームページに掲載されたとの情報提供がありました。

再入国にあたり在外公館で発行する必要がある書類は、先着順での受付・発給になるとのことです。関係する方がいらっしゃる場合は、速やかにご連絡下さいますようお願いいたします。

ご不明な点は、各関係機関のホームページや在外公館へ直接御確認下さい。

記

1. 在留資格を有する外国人の再入国（外務省ホームページ）

8月5日より、現在出国中の再入国許可者の一部の再入国を開始していくことが決定されました。

また、これに伴い、これまで特段の事情があるものとして入国が認められてきた在留資格保持者等についても、今後、感染拡大防止等の観点から、再入国に際し新たな手続きが必要となります。

詳細は下記リンク先をご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html

2. 再入国の際に必要な手続き・書類等（外務省ホームページ）

再入国に際し、追加的な防疫措置として出国（搭乗予定航空便の出発時刻）前 72 時間以内の COVID-19 に関する検査証明の取得が必要になります。

詳細は下記リンク先をご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html